

## 2020 年度事業計画

### 1 本年度の事業運営の基本方針

一般社団法人川崎地方自治研究センター定款第3条に定める目的のため、自治体行財政の調査・研究などの事業を行います。

### 2 事業内容

#### (1) 自治体行財政関係資料の収集

- ①川崎市が発行する主な資料・刊行物を収集します。
- ②各地方自治研究センターが発行する主な資料・刊行物を収集します。
- ③地方自治に関する文献や定期刊行物、図書等の資料を収集します。
- ④川崎市政と市民活動に関する情報を収集します。
- ⑤収集した書籍・資料のデータベース化をはかり、ホームページで公開します。

#### (2) 自治体行財政に関する調査・研究

- ①川崎市行財政の調査・研究を進めます。
- ②神奈川県地方自治研究センターを中心に都市制度、地方財政の研究を進めます。
- ③神奈川県地方自治研究センターが作成した財政分析ソフト「神奈川システム」を活用した財政分析に取り組みます。

#### (3) 民主的自治体行政を推進するための政策研究

- ①団体会員と連携し、市政の課題、問題点等の研究を進め、市民の視点からよりよい川崎のまちづくりに向けて検証・提言を行います。
- ②市民と職員がともに学習することのできる機会を提供します。
- ③法制度変更に伴い生じるさまざまな課題に対し、当事者意見を反映させた検証・政策提言を行います。
- ④東日本大震災以降も2016年4月に熊本地震、2018年7月に西日本豪雨、2019年の度重なる台風被害が発生し、大きな被害をもたらしています。これまで川崎市は災害時に被災地支援として職員を派遣してきましたが、その経験等を活かして、川崎で災害が起こった際に、どのような支援の受け入れ態勢を構築していく必要があるのか調査・研究を進めます。

#### (4) 子どもの権利に関する事業委託

子どもたちが幅の広い視点を獲得し、自由な感性をはぐくめる環境を提供するため、プログラム、連携等の経験・知識・人材を有する（一般財団法人）川崎教職員会館に包括的に事業を委託します。

#### (5) 社会問題に関する調査、研究および啓発

- ①市民、職員に関わるさまざまな社会問題について、諸団体と連携して調査、研究を行い、広く啓発活動を行います。
- ②川崎市は2019年12月、ヘイトスピーチに刑事罰を科すことを盛り込んだ「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。差別をなくし、すべての人の権利と尊厳が守られる社会の実現に向けて、今後とも地域との協同で取り組みを進めます。
- ③障がい者を取り巻く課題や、LGBTに関わる課題について調査・研究・啓発を行います。

④SNS (Social Networking Service) 上における誹謗中傷問題について理解を深めるため、学習会の開催などを検討します。

(6) 市民運動・活動との連携

①生活クラブ生協・川崎市教職員組合・川崎市職員労働組合・神奈川ネットワーク運動との共同開催による「平和と生活のつどい」に取り組みます。

②川崎市職員・市民の自発的な研究活動を支援します。

③会員団体との連携・協力事業に取り組みます。

④子どもの貧困に関わる調査を行うとともに、ネットワークのあり方について会員団体等と連携しながら活動を行います。

(7) 研究成果をはじめとする情報の発信及びゆるやかなネットワークの形成

①ホームページの内容を充実させ、月間閲覧者数 1,000 人を目指します。

②研究員等の研究成果、調査報告書を随時刊行します。

③クォーターリー「かわさき通信」の発行を継続します。

④Facebook を利用した情報発信と交流を進めます。

(8) 会員提案事業について

会員の活動の一層の充実強化に資するため、会員の自主的な提案事業制度として毎年実施します。

(9) その他

①教育文化研究所との共同調査

突如として起きた新型コロナウイルスによる災禍について、市民生活を守るため自治体職員がどのように取り組んできたのか、アンケート調査を実施するなど、中間的に検証します。

②受託事業

各種団体等からの依頼に応じて事業を進めます。

③交流の推進

他都市および県内の各地方自治研究センターとの交流を進めます。

「川崎・富川市民交流会」を中心とする富川市、および国内外の都市の自治体職員、NPO、研究機関との交流を進めます。

④外国語講座支援

他団体・個人の協力によるイタリア語講座などの開設支援を継続します。

⑤震災・原発事故関連

東日本大震災、福島第一原発事故の発生から 10 年を迎えますが、今なお被災者支援が必要となっています。引き続き関係資料の収集・貸出および学習会等を開催し啓発をはかるとともに、継続的な被災者支援が行えるよう関係団体と連携を進めます。

### 3 資金計画等について

(1) 収益については、事業収益に期待できず会費収入がほぼ全てとなっています。

(2) 費用については、事業経費と管理経費に区分されますが、2015 年度までは管理経費が事業経費を上回る状況にありました。2016 年度以降、管理経費の節減を図るため、事務補助職員の廃止、事務室の移転などを実施してきました。これら節減した管理経費を事業経費に上積みしたことで事業経費と管理経費の比率は 2 : 1 に改善されています。今後も経費節減を図り、セン

ター事業の充実に努めます。

- (3) 35周年事業として2019年度に予定していた「東日本大震災被災地の現状調査」を延期することとし、2020年度に周年事業引当金の一部を取り崩し、周年事業を実施します。

#### 4 その他

突如として起きた新型コロナウイルスによる災禍、4月7日に政府から発出された「新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言」は、5月25日をもって解除されましたが、収束には至っておらず、引き続き社会全体で感染拡大防止に取り組むことが求められています。

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど感染防止の基本策のほか、移動に関する感染防止対策など「新たな生活様式」も提起され、かつての日常を取り戻すには長い時間が必要と思われます。このような状況下での事業の企画・実施にはいくつかの制約が発生し、事業の内容、実施方法などの変更も余儀なくされることも考えられます。会員各団体との情報交換を密にして取り組みを進めます。